

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 10 日から 34 年 4 月 23 日まで
② 昭和 35 年 9 月 11 日から 37 年 5 月 30 日まで

昭和 39 年 9 月 18 日に脱退手当金を支給済みとのことであるが、受け取った記憶が一切無い。脱退手当金の支給記録は誤りであるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立てに係る脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 2 年 3 か月後の昭和 39 年 9 月 18 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、オンライン記録では申立期間②より前の被保険者期間について、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、3 回の被保険者期間のうち、2 回目の被保険者期間は、1 回目の被保険者期間よりも長期間であり、脱退手当金の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととされている日から約 1 か月後に別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年1月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から13年2月1日まで
ねんきん定期便により、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることを知った。給料が大きく下がったことは無かったので、確認の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成12年1月1日から同年10月1日までの申立人に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたが、同年3月13日付けで、遡って20万円に引き下げられていることが確認できる上、ほかの複数の同僚についても申立人と同様に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所においてB業務についており、社会保険事務には関わっておらず、標準報酬月額の減額についても、会社からの説明は無かった旨の供述をしているところ、当該事業所の事業主は、「申立人は、社会保険事務に関わっていなかった。」と証言している。

さらに、当該事業所の事業主は、「当時、社会保険料を3,000万円くらい滞納しており、社会保険事務所に何度か行ったことはあるが、標準報酬月額を下げる手続については行った覚えは無い。」としているが、当該事業主は、「社会保険事務所に会社の印鑑を持って行った。話をしている時に社会保険事務所の担当者が、いろいろな書類に押していた。」とも証言している。

加えて、滞納保険料等確認書によると、減額処理日（平成12年3月13日）時点において滞納保険料があったことが確認できる上、滞納処分票において、平成12年3月に事業主と社会保険事務所の担当者が滞納保険料について相談していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成12年3月13日付けで行われた上記の遡

及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年1月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、30万円に訂正することが必要と認められる。

一方、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成12年10月1日）において、20万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成12年10月1日から13年2月1日までの標準報酬月額について、申立人が保管する12年11月及び同年12月の給与明細書によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年5月21日）及び資格取得日（昭和46年7月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月21日から同年7月1日まで

「ねんきん定期便」ではA社の厚生年金保険の被保険者記録が抜けており、年金事務所で記録を確認してもらったところ、途中退職をしていないのに途中退職したような記録になっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和46年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年5月21日に資格を喪失後、同年7月1日に同社において再度資格を取得しており、同年5月及び同年6月の申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の業務についていた複数の同僚は、申立期間における申立人の業務内容、勤務形態に変更は無かった旨を証言している上、当該複数の同僚は、申立期間に係る給与明細書を提出しており、その給与明細書において、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和46年4月のオンライン記録及び同僚の給与明細書の保険料控除額から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡していることから、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 5 月及び同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1577

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から12年6月21日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが分かった。給料が下がったということは無かったので、正しい標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった平成12年6月21日以降の同年7月3日付けで、11年1月から12年3月までの標準報酬月額が20万円に、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を50万円にそれぞれ遡及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、複数の元従業員が、「申立人は、Bの仕事をしていて、経営には直接関わっていなかった。社会保険の手続には一切関与していない。」旨述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の記録の遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成11年2月から12年9月までは26万円、同年10月から13年1月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月1日から13年2月1日まで
ねんきん定期便により、申立期間の標準報酬月額が不正に処理されていることを知った。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年2月から12年9月までの期間は26万円、同年10月から13年1月までの期間は22万円と記録されていたところ、12年1月から同年9月までの期間の標準報酬月額を同年3月13日付けで、26万円から22万円に遡って訂正し、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった13年2月1日以降の同年2月19日付けで、11年2月から13年1月までの期間の標準報酬月額を遡って9万8,000円に訂正されており、複数の役員及び従業員についても、申立人と同様に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所においてB業務についており、社会保険事務には関わっていなかった旨の供述をしているところ、当該事業所の事業主は、「申立人は、社会保険事務に関わっていなかった。」と証言している。

さらに、当該事業所の事業主は、「当時、社会保険料の滞納が3,000万円くらいあり、社会保険事務所に何度か行ったことはあるが、どういう処理を行ったのかは分からない。」としているが、当該事業主は、「社会保険事務所に会社の印鑑を持って行った。話をしている時に社会保険事務所の担当者が、いろいろな書類に押していた。」とも証言している。

加えて、滞納保険料等確認書によると、減額訂正処理日（平成12年3月13日）時点において滞納保険料があったことが確認できる上、滞納処分票において、平成12年3月に事業主と社会保険事務所の担当者が滞納保険料について

相談していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 12 年 3 月 13 日付け及び 13 年 2 月 19 日付けで行われた上記の遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、11 年 2 月から 12 年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 13 年 1 月までは 22 万円に訂正することが必要である。

栃木国民年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 52 年 3 月まで
昭和 51 年 9 月に小学校の講師として勤務した際、職場で国民年金の加入や保険料納付についての指導があった。役場で加入手続を行い保険料も納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年 9 月に小学校講師となった際に、職場で国民年金に加入するよう指導があったので、役場で加入手続を行い、保険料を納付してきた。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 52 年 7 月に払い出されており、その記憶とは相違する。

また、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿によれば、当初、申立人の被保険者資格取得年月日は昭和 51 年 4 月 1 日と記録されていたところ、同年 4 月から同年 8 月までの期間については、日本私立学校振興共済の加入期間であることが判明したため、平成 22 年 3 月 2 日付けで、当該資格取得年月日が昭和 51 年 9 月 1 日に訂正されたことが確認できる。したがって、仮に申立人が同年 9 月に加入手続を行っていたとすれば、当該期間の保険料についても遡って納付することになるが、申立人から聴取しても、保険料納付に係る記憶は曖昧であるとともに、行政側の記録にも、当該期間の保険料が納付又は還付された記録は確認できない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 57 年 3 月まで
昭和 56 年 4 月に、大学の夜間部に入学し、昼間はアルバイトをしながら通学していた。当時のアルバイト先の先輩に、国民年金は強制加入なので払わないと駄目だと言われ、A 区役所に相談に行き保険料を同区役所で払ったと記憶しているもので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時のアルバイト先の先輩に、国民年金は強制加入なので払わないと駄目だと言われ、A 区役所に相談に行き保険料を同区役所で払った。」と主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、A 区より後に居住していた B 区の住所が記載されている上、その国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 6 月に同区で払い出されたことが確認できる。

また、この時点で、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は月額 1 万 800 円と記憶しており、納付するのに 1 万円では足りなかった。」としているが、当時の保険料は月額 4,500 円であり、大きく相違する。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 902 (事案 294 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 61 年 8 月までの期間及び 61 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から 61 年 8 月まで
② 昭和 61 年 10 月から同年 12 月まで

私は、申立期間当時、大学生で実家を離れ生活していたが、昭和 58 年 8 月に、病気療養のため実家に戻った。すぐに、母が転入手続と一緒に国民年金加入手続をしてくれたが、その際、役場の係の人から 2 年間遡って保険料を納付できることと言われ、一括で 20 万円程度支払ったと聞いていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年 3 月時点では、申立期間は全て時効により保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、及び、申立人は、国民年金の加入時点において、約 20 万円の過年度保険料及び現年度保険料を納付しており、遡って保険料を納付したとする申立人の主張ともほぼ一致することなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 28 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、「前回、第三者委員会に申し立てた際の結果通知文書では、平成元年頃に国民年金の加入手続をしたことになっているが、母によれば、加入手続をしたのは間違いなく昭和 58 年 8 月であるとのことなので、委員会の判断結果には納得がいかない。」としている。

しかしながら、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 3 月に払い出されているとともに、昭和 58 年 6 月から平成元年 2 月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、別の手帳記号番号

が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人の母親は、昭和 58 年 8 月に加入手続を行った際に区役所の担当者であったとする者の名前を 2 人挙げているが、このうち 1 人については、申立期間当時、国民年金担当部署には在籍していなかったことが、当該区役所の人事記録から確認できる。

さらに、申立人の母親は、「昭和 56 年 12 月分は納付できないと役所の担当者に言われたので、57 年 1 月以降の分を納付した記憶がある。」としているが、オンライン記録によると、昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月までの保険料は平成元年 2 月 16 日に納付されており、この時点で昭和 61 年 12 月以前の保険料は時効により納付できないことから、申立人の母親が国民年金保険料を遡って納付したのは平成元年 2 月であるとともに、その時点で納付できないとされた期間は、昭和 61 年 12 月以前の期間であったと考えるのが自然である。

以上のとおり、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を遡って納付したのは平成元年 2 月であったと考えざるを得ない上、申立人は、再申立てに当たり新たな資料は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 903

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで
昭和 47 年 10 月に退職した後、実家の自営業を手伝うことになったため、両親が国民年金への加入手続を行ってくれて、結婚した 52 年 4 月まで保険料を納めてくれた。結婚後は、自ら納付するようになったが、途中で止めたことは無かったので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金加入後、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで、継続して保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人から聴取しても、保険料納付に係る記憶は曖昧であるとともに、第 3 号被保険者に切り替わった時期は記憶していないとしている。

また、オンライン記録及び A 町の国民年金検認記録簿によると、申立人は、昭和 60 年 6 月 13 日に国民年金の被保険者資格を喪失していることから、申立期間に係る保険料の納付書が発行されていたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 48 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 48 年 1 月まで
結婚した昭和 47 年 11 月頃に義母が国民年金の加入手続を行ってくれて、保険料についても義母が納付組合を通じて納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付については、義母が行ったとしているが、その義母は既に他界している上、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、町の国民年金被保険者名簿には、「受付年月日 48.2.7」との記載が確認できるとともに、オンライン記録においても、昭和 48 年 2 月 7 日付けで任意加入したことが確認できることから、その義母が国民年金の加入手続を行ったのは同日であることが推認できるとともに、制度上、任意加入被保険者は遡って保険料を納付することができないことから、申立期間の保険料に係る納付書が発行されていた可能性は考え難い。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が付与された形跡はうかがえず、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 48 年 6 月まで

しばらく、兄が経営する歯科技工所に勤務した後、昭和 48 年に独立した。国民年金保険料を納めてもらっていた母親からは、「2 年前よりもさらに前の保険料を支払うことができるため遡って支払った。」と聞いていたので、経済的に余裕ができた昭和 49 年度以降に、申立期間の保険料を特例納付制度により納付したと思う。当時の確定申告書の写しを提出するので、当該期間の保険料を納付したことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 48 年に開業し、経済的に余裕ができた昭和 49 年度以降に、母親が申立期間の国民年金保険料を特例納付制度を利用して支払った。」と主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していない上、その母親は既に他界していることから、保険料の納付方法、納付金額及び納付した時期については不明である。

また、申立期間の保険料について特例納付制度を利用して納付した場合、保険料額の合計は約 6 万 3,000 円となるどころ、申立人が所持する昭和 49 年分確定申告書の写しを見ると、社会保険料控除額は 5 万 9,470 円、うち国民年金保険料は 3 万 2,890 円となっていることから、同年中に納付したとは考え難い。

さらに、昭和 50 年分確定申告書の写しを見ると、社会保険料控除額は 8 万 2,290 円と記載されているものの、国民年金保険料の額については記載が無い上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人は、48 年 7 月から 50 年 12 月までの保険料（計 2 万 7,300 円）を 50 年中に納付している上、その妻も、同年 1 月から 12 月までの保険料が納付済みとなっており、

併せて申告している可能性が考えられることなどから、当該確定申告書の写しからも、申立期間の保険料を納付したと推認するのは困難である。

加えて、第2回特例納付の実施期間は昭和50年12月までであることから、申立人の母親が、同制度により51年以降に申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人の母親が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月1日から25年9月1日まで

年金の手続をした時、社会保険事務所(当時)から「昭和22年頃にA市で働いていたことはありませんか。」と尋ねられ、その後しばらくして、申立期間当時、A市において、洋裁学校と農業を営んでいた事業主の自宅で家政婦をしていたことを思い出した。厚生年金保険の加入記録を確認したところ、当該期間の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が氏名を挙げた洋裁学校と農業を営んでいた事業主は、既に他界しているが、当該事業主の息子の証言から、申立人が当該事業主の自宅で家政婦をしていたことは推認できる。

しかしながら、当該息子は、「戦前、製糸業を営んでいて、社名はBであったが、戦後は廃業して農業と洋裁学校を営んでいた。」、「洋裁学校の名称や農業で従業員を雇っていたかについては分からない。」としているところ、「B」の事業所名により、オンライン記録を調査しても、申立期間当時、C県において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないほか、申立人は、「洋裁学校は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、事業主、及び申立人と同様の仕事をしていたとする同僚についても、厚生年金保険の被保険者記録は無く、当該事業主の息子は、「国民年金制度が始まった時、母から当該同僚の国民年金保険料も家族の分と一緒に納めることを聞いた。」としており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、事業主、事業主の妻、事業主の息子及びその同僚が連番で払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1580 (事案 464 及び 1079 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月11日から33年12月1日まで
申立期間について、脱退手当金を受給したこととなっているが、受け取った覚えが無いため、再度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者原票の備考欄に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年3月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、脱退手当金について、元同僚から「退職時に会社の担当者から関係書類をもらい、社会保険事務所(当時)に持って行った記憶がある、当時は同世代のほとんどの人がもらっていたと思う。」との証言が得られていること、支給決定当時は通算年金制度創設前であり、申立期間に係る事業所を退職後、61年まで厚生年金保険への加入歴が無く、脱退手当金を受給することに不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月5日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立人は、当委員会の結論に納得がいかないとして再申立てを行ったが、事業主及び複数の元同僚から再聴取しても、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらず、同僚の女性9人について追加調査をしたところ、うち8人が脱退手当金を受給していることが確認できることなどから、当該再申立てについても、既に当委員会の決定に基づく平成22年8月19日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、なおも当委員会の結論に納得がいかないとして再々申立てを行っているが、新たな資料は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1581(事案 467 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 61 年 11 月 9 日まで
私は、A社（現在は、B社）に勤務し、社会保険手続及び給与計算を担当していた。預金通帳の給与振込額を再調査し、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から、A社に勤務していたことは認められるものの、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は見当たらず、健康保険証の整理番号の欠番も無い上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料等が無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当委員会の決定に納得できず、申立期間に係る通帳取引明細書において、給与振込額が端数になっていることから、厚生年金保険料が控除されていたことが明らかであるとして、再度申し立てているが、新たな資料は提出しておらず、申立人が主張する通帳取引明細書を再度検証しても、給与振込額が端数であることのみで、厚生年金保険料が給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人から聴取しても、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 13 日から 46 年 8 月 1 日まで
② 昭和 46 年 8 月 7 日から 48 年 3 月 29 日まで
③ 昭和 48 年 3 月 29 日から 49 年 1 月 31 日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間①、②及び③については脱退手当金が支給済みとのことであったが、脱退手当金が支給されたとする日には、既にA国に移住していたために脱退手当金を受給できるはずがないので当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA国身分証明書及びパスポートに記載されている出入国記録により、申立人は、脱退手当金の支給決定日（昭和 49 年 4 月 16 日）を含む昭和 49 年 3 月 17 日から平成 11 年 2 月 4 日までの間において国外に居住していたことが確認できる。

また、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和 49 年 1 月 31 日）から出国日（昭和 49 年 3 月 17 日）までは、約 1 か月半しか無く、申立人は「自分がもらえないお金を請求するはずがない。」と主張しており、申立人が当該脱退手当金を受給していない可能性は考えられる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 49 年 4 月 16 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時、申立人は永住目的でA国に出国しており、その後、日本に帰国して以来、我が国での年金制度への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無

いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。